

# 記帳代行委託 約款

## 第1条 (委託内容)

委託者は、株式会社サンケーコーポレーション（以下、受託者という。）に対し記帳代行の方式等は受託者が別途定める方法によるものとする。

## 第2条 (本契約の成立及び期間)

1. 本契約は、委託者が記帳代行委託申込書（以下「申込書」という）に必要事項を記入し、受託者に提出した時に成立する。
2. 受託者が記帳代行を行う期間（以下、受託期間とする）は本契約が成立した年の1月1日から委託者が書面にて契約を継続しない意思表示があった月までとする。
3. 委託料の割引が適用になっている委託者は委託期間を本契約が成立した年の1月1日から翌年12月31日までとする。止むを得ない事情と受託者が判断した場合のみ、契約の解除ができることとする。

## 第3条 (委託料の支払い)

1. 委託者が受託者に支払う委託料は申込書記載の通りとする。
2. 委託事項に変更があった場合、又は、物価の変動等の経済情勢の変化に委託料が不相当になったときは、委託者と受託者が協議の上、委託期間中においても委託料の額を臨時的又は経常的に改定できるものとする。
3. 委託料の支払い時期と方法は、申込書の記載通りとし、申込書に定めがない点については受託者の指定した方法とする。
4. 委託事項に変更があった際、内容が著しい煩雑化や増加を伴った場合、物価の変動等の経済情勢の変化により委託料が不相応になったと受託者が判断したときは委託者と協議の上、委託中であっても委託料の額を臨時的または経常的に変更できるものとする。

## 第4条 (契約の解除)

1. 委託者は受託者において、委託事項の処理が不可能になったとき本契約を解除することができる。また、受託者が故意または過失により委託事項の処理が本契約に定める事項を履行できない時も同様とする。本契約の解除によって委託者の受託者に対する既発生の委託料は消失しないものとする。
2. 受託者は次の①②③④の時には直ちに、④の時は書面による催告したうえで本契約が解除できるものとする。
  - ①委託業務の遂行が著しく困難と受託者が判断したとき。
  - ②受託者において天災その他の自由により委託業務の処理が不可能になったとき。
  - ③委託者の住所の変更により、受託者の営業エリア外になったとき。
  - ④委託者が受託料の支払いをしない、本契約事項を履行しないとき。

## 第5条 (受託料の払い戻し)

契約期間途中の解約の場合の委託料の払い戻しには応じないものとする。

## 第6条 (その他の留意事項)

1. 委託者の帳簿作成に必要な帳票書類その他の資料は、委託者において取り揃え、受託者の指定する方法で提示する。
2. 資料の布武等による責任は委託者の提示した資料不備等により委託事項の履行に支障をきたした場合は、受託者はその責任を負わないものとする。
3. 委託者が受託者に送付する領収書等は委託者が事業で収益をあげるのに必要な経費であることを委託者自身が判断したものであり、受託者はその判断の当否についての責任を負わない。

## 第7条 (管轄裁判所)

本契約に関連する一切の紛争については、札幌地方裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

## 第8条 (意向確認)

委託者は記帳代行委託契約について委託者の移行に沿った契約である旨を、本契約時の申込書「利用契約確認」への捺印により証明するものとする。

## 第9条 (クーリングオフ)

1. 委託者は契約が成立した日から8日間は本契約を解除することができる。その場合この期間内に当社に文面で通知する。
2. 前項により解約がなされた場合、委託者は受託者に支払った委託料の返金を受けられるものとする。